

呉市教育委員会会議録
(令和5年1月30日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
令和5年1月30日定例会

- 1 開催日時 令和5年1月30日(月) 15:00開会
15:55閉会
- 2 開催場所 758会議室(呉市役所7階)
- 3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 佐々木元
委員 小谷眞喜子
委員 吉中由美子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 高橋伸治
教育部副部長 森川英司
教育部副部長 石川直之
教育部参事補兼呉高等学校事務長 追原重臣
教育総務課長 宇根徹
学校教育課長 蒲原尚博
学校安全課長 伊藤賀世
学校施設課主幹 新谷剛弘
教育総務課課長補佐 瀧川孝徳
- 5 傍聴者 0人
- 6 日程
(1) 会期決定について
(2) 前回会議の報告
(3) 報告第2号 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について
(4) 教議第3号 呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について
(5) 教議第4号 呉市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について
(6) 教議第5号 呉市学校運営協議会規則の制定について
(7) 教議第6号 令和5年度「呉の学校教育」について
(8) 報告第3号 令和5年度教育費予算復活要求について

(15:00)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、吉中委員・森尾委員をお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

瀧川課長補佐 (令和5年1月6日臨時会について報告)

教 育 長 本日の日程のうち、日程第8については、予算に係る案件のため非公開としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

報告第2号 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について

教 育 長 それでは、日程第3の報告第2号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

伊 藤 課 長 それでは、報告第2号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」御説明いたします。

資料1ページを御覧ください。

本件は、既に報道されております呉市立学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生状況及び学校の対応についての御報告です。

1の概要を御覧ください。

本日は、令和4年4月1日から令和5年1月26日までの数値を示しております。

陽性者が発生した学校は延べ3,258校、臨時休業、これは、学級閉鎖や学年閉鎖を実施した学校となりますが、これが延べ521校、陽性となった学校関係者は延べ6,761名となっております。クラスターは、今年度に入り、先週までで56件、うち9月以降が50件となっております。

次に、2の学校の対応についてでございますが、引き続き、基本的な感染症対策を徹底し、学校行事については、できる限りの感染症対策を講じた上で実施することとしております。

なお、資料にはございませんが、令和4年度の卒業式につきましては、学校には令和5年1月23日付け通知において、新型コロナウイルス感染症対策のための基本方針を示しております。

卒業式の開催方式の工夫として、在校生及び保護者の参加につきましては、昨年

度は保護者の人数制限をしておりましたが、今年度は、在校生、保護者とも、各学校の児童生徒数や会場の広さ等を考慮し、感染対策が可能な範囲の人数としました。しかし、大規模校では参加者間のスペースを確保するために保護者の参加に制限が必要な学校もあるため、来賓につきましては、昨年度と同様に出席を求めないこととし、来賓の祝辞や教育委員会の告辞については、会場内に掲示又は文書で配付することとしております。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第3の報告第2号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

教議第3号 呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について

教 育 長 次に、日程第4の教議第3号「呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

蒲 原 課 長 それでは、教議第3号「呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明します。

資料の3ページを御覧ください。

本件は、12月定例教育委員会会議において、義務教育学校の設置に係る規定の整備等を行うため提出し、可決されたものに対して修正を行うものでございます。

それでは資料4ページをお願いします。

本件規則改正は、1の改正の趣旨のとおり、呉市立の小学校、中学校及び義務教育学校の学年始休業日、いわゆる春休みの期間を、令和5年度から変更するものでございます。

2の改正の内容のとおり、呉市立の小学校、中学校及び義務教育学校の学年始休業日について、4月1日から4月5日までとしていたものを、令和5年度以降は4月1日から4月7日までとします。

改正の理由といたしましては、始業及び入学に係る準備期間の確保のためでございます。

3の施行期日は、令和5年4月1日でございます。

改正内容につきましては、3ページに記載しております。

改正箇所を着色しておりますので、御確認ください。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第4の教議第3号「呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

吉 中 委 員 準備期間の確保のために学年始休業日を変更するということですが、改正された後、保護者には通知の予定などはありますか。

蒲原課長 教育委員会ではホームページによりお知らせし、新一年生については学校の方からお知らせします。

吉中委員 その他の学年については、学校便り等により変更を周知する予定でございます。休みの期間が変わるとするのは保護者にとっては重要なことなので、早めにお知らせいただきたいことと、改正理由を、理由が分からないと、何で変わったのだろうといろいろな臆測が飛び交うと思いますので、できればしっかりと改正の理由を明記していただいて、保護者の方にお知らせいただくと趣旨が伝わると思います。

教育長 ほかに御発言はありませんか。
(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。
(異議なしの声)

教育長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

教議第4号 呉市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

教育長 次に、日程第5の教議第4号「呉市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

蒲原課長 それでは、教議第4号「呉市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」を御説明します。

それでは資料20ページをお願いします。

本件は、1の改正の趣旨のとおり、県費負担教職員の服務について、所要の規定の整備を行うものでございます。

2の改正の内容でございますが、広島県教育委員会は、令和3年4月1日から介護支援部分休暇を取得可能としており、また県教委が押印を廃止するなど、様式を変更したことから、呉市立学校教職員服務規程に介護支援部分休暇の手続に関する規定を追加するとともに、様式中の押印を廃止し、字句の訂正を行うといったものになっています。

改正の具体につきましては、5ページから19ページに下線を引き、お示ししておりますので、御確認ください。

なお、20ページ、3の施行期日にありますように、この訓令は令達の日から施行するものとします。

説明は、以上でございます。

教育長 ただいま、事務局から日程第5の教議第4号「呉市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

教議第5号 呉市学校運営協議会規則の制定について

教 育 長 次に、日程第6の教議第5号「呉市学校運営協議会規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

蒲 原 課 長 教議第5号「呉市学校運営協議会規則の制定について」御説明いたします。

議案資料を基に説明いたしますので、24ページを御覧ください。

1の規則の趣旨についてでございますが、呉市立天応学園における学校運営協議会制度の導入に伴い、学校運営協議会を設置するために必要な事項を定めるものでございます。

次に、2の規則の内容を御覧ください。

(1)趣旨には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づき呉市立の小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校、以下「学校」といいます。に設置する学校運営協議会、以下「協議会」といいます。について、必要な事項を定めることを示しています。

(2)協議会の目的について、協議会は、地域住民、保護者等、以下「地域住民等」といいます。の学校の運営への参画並びに地域住民等による学校の運営への支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民等との間の信頼関係を深め、学校の運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組み、もって地域とともにある学校づくりを実現することを目的としています。

(3)設置について書かれたものです。

(4)基本的な方針の承認につきましては、協議会を設置した学校、以下「設置校」といいます。の校長は、以下の(ア)から(エ)に示しております事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとし、承認を得た基本的な方針に基づき、学校の運営を行うものとします。

(5)意見の申出については、少し詳しく説明いたします。

協議会は、設置校の運営について、委員会又は設置校の校長に対して、意見を述べることができます。

なお、協議会は、設置校の職員の採用その他の任用について、職員の任命権者に対して意見を述べるすることができます。この場合において、職員が県費負担教職員であるときは、委員会を経由し、広島県教育委員会に対して意見を述べることができ、市費支弁職員であるときは、委員会に対して意見を述べるすることができます。

これらの意見は、次に示しております事項に留意して行わなければなりません。

(ア)協議会の目的を踏まえたものとする。

(イ)学校の運営に関する基本的な方針の実現に資するものとする。

(ウ)設置校の教育上の課題を踏まえたものとする。

(エ)個人を特定してのものでないこと。

また、協議会は、委員会又は広島県教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、設置校の校長の意見を聴取するものとします。

(6)運営状況に関する評価につきましては、協議会は、設置校の運営状況につい

て毎年度1回以上評価し、その結果を公表するものとします。

(7) 参画等の促進について書かれたものです。

(8) 委員の委嘱等につきましては、協議会の委員は、15人以内とします。

なお、委員は、設置校の校長のほか、以下の(ア)から(ウ)に示しております者のうちから、設置校の校長が推薦し、委員会が委嘱し、又は任命します。

また、委員は、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職とします。

(9) 任期について書かれたものです。

(10) 報酬について、委員の報酬は、年額4,000円とします。

(11) 守秘義務等について書かれたものです。

(12) 委員の解嘱等について書かれたものです。

(13) 会長及び副会長については、協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定めます。ただし、設置校の職員は、会長となることができません。

なお、会長は、会務を総理し、協議会を代表します。

また、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(14) 会議について、協議会の会議、以下「会議」といいます。は、設置校の校長と協議の上、会長が招集します。ただし、会長が選任される前に招集する会議は、設置校の校長が招集します。

会議の議長は、会長をもって充て、会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができません。

なお、会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

また、委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができません。

さらに、会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができます。

(15) 会議の公開について書かれたものです。

(16) 指導及び助言について書かれたものです。

(17) 研修について、委員会は、委員に対して、協議会と委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとします。

(18) 庶務について書かれたものです。

(19) 委任規定について書かれたものです。

3の施行期日は、令和5年4月1日としています。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第6の教議第5号「呉市学校運営協議会規則の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

吉 中 委 員 設置するためにいろいろなことを定めたものではあるのですが、これを見て紛らわしいなと思ったのが、第17条の「委員会が委員に対して」のところ、この委員会というのは教育委員会、委員というのは協議会の委員を指しているのですが、呉市教育委員会の委員なのか運営協議会の委員なのか、どこに属している委員なのか、が分かりにくいかなと思いました。

- 蒲原課長 このことにつきましては、2の規則の内容の(8)委員の委嘱等(第8条)に協議会の委員(以下「委員」といいます。)としておりますので、これにより読み取っていただけたらと思います。
- 教育長 なかなか読みにくいとは思いますが、規則などは1回使った長い言葉を省略して、そのところで説明しています。例えば、2の規則の内容の(3)にあります呉市教育委員会は委員会とするなど、この規則についてはそれで読み取っていただければと思います。
- 佐々木委員 10条の委員の報酬について、4,000円の根拠を教えてください。
- 蒲原課長 県立学校における学校運営協議会では、年額4,000円となっております。その他の市町においても、県立に準じて4,000円としているところが多くあります。
- 佐々木委員 そのような例があるのなら、それに準じていくのがよいと思います。
- ただ、この協議会は、公平中立という立場から報酬が発生するのはどうかと思いますが、前例があってそこで適正に運営されているのなら、交通費ぐらいは出てもよいのかなと思います。
- 教育長 これは(8)のウにありますように、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職になります。したがって、報酬は当然発生するべきもので、単なるボランティアではなく、それだけ重い職だということで委嘱を受けていただく形になります。責任のある運営協議会であると理解していただけたらと思います。
- ほかに御発言はありませんか。
- (なしの声)
- 教育長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。
- (異議なしの声)
- 教育長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

教議第6号 令和5年度「呉の学校教育」について

- 教育長 次に、日程第7の教議第6号「令和5年度『呉の学校教育』について」を議題とします。
- 事務局の説明を求めます。
- 蒲原課長 教議第6号「令和5年度『呉の学校教育』について」御説明いたします。
- カラー印刷されておりますリーフレットの元となるものを御覧ください。
- 毎年度、呉の学校教育の方向性を示すものとして作成しております。一昨年度策定された呉市の最上位計画である「第5次呉市長期総合計画」と「呉市教育大綱」で定めた施策を反映させた内容となっております。
- また、これらの計画や大綱を踏まえて令和4年3月に策定しました「呉市教育振興基本計画」の内容も踏まえたものとなっております。
- 説明に入る前に、1点お伝えさせていただきます。
- これまで、本リーフレットは、「呉市の学校教育が目指すもの」を教職員に理解できるようにと作成し、そのため、教育に関する専門用語が多く使われ、「市民や保護者にとって分かりにくい」という課題がございました。
- そこで、この度、構成や説明の言葉を吟味し、市民や保護者など、教職員以外の

方が見られても理解しやすい内容となるように作成しております。

それでは、説明に入ります。表紙となるページを御覧ください。

こちらが、来年度、令和5年度の「呉の学校教育」の表紙となります。

下側の四角囲みの文章を御覧ください。こちらには、呉市の学校教育が目指すものを記しております。

1段落目を御覧ください。令和4年度と同様、「呉市教育大綱」の目標の実現のため、「呉市教育振興基本計画」を策定した旨を記述しております。

続いて、2段落目を御覧ください。上位計画を受け、呉市の学校教育が目指すものとして、「学校教育においては、未来を創る人材の育成を目標とし、『防災教育の深化』『授業改善の推進』『個を大切にした支援の充実』を重点施策として掲げ、新しい時代に求められる資質・能力を育成します。」と記述しております。

続いて、3段落目でございますが、そのために「小中一貫教育の取組を基盤とし、ICTを効果的に活用しながら、家庭や地域社会と共に、全ての子どもたちにとって、安全・安心で信頼される学校づくりをめざします。」と記述しております。

これらの記述については、新学習指導要領の着実な実施に向けた国の方向性と合致するものでございます。

続いて、開いていただきまして、A3版の「呉の学校教育グランドデザイン」を御覧ください。

こちらは、「呉の学校教育」のグランドデザインとして、これまでのリーフレットにも掲載しているものでございます。

これまでのグランドデザインから変更している点について、1点お伝えします。右のページの真ん中辺りの「『広島県の15歳の生徒に身に付けておいてもらいたい力』を育成します」の四角囲みについては、内容を変えず、移動したいと考えておりますので、御了承ください。

続いて、左側のページを開いて、一番左のページを御覧ください。

こちらのページには、上から「呉市教育振興基本計画」「呉市の子どもたちの状況」「令和5年度『呉の学校教育』重点施策」を掲載しております。

一番下段の「令和5年度『呉の学校教育』重点施策」を御覧ください。

重点施策として、「防災教育の深化」「授業改善の推進」「個を大切にした支援の充実」の三つをお示ししております。

これら三つを重点施策とした背景として、ページ上段に「呉市教育振興基本計画」、ページ中段にお示しする「呉市の子どもたちの状況」を踏まえて、重点施策をお示しする構成としております。

続いて、見開きの真ん中辺りにある「令和5年度3つの重点施策」を御覧ください。

先ほど御説明しました三つの重点施策について、それぞれ具体的取組をお示ししております。

左から、一つ目の「防災教育の深化」、二つ目の「授業改善の推進」、三つ目の「個を大切にした支援の充実」となっております。

例えば、一つ目の「防災教育の深化」を御覧ください。「防災教育の深化」と聞いても、市民や保護者の方は具体的なイメージを持ちにくいことが懸念されます。そこで、副題として「『自分の命は自分で守る力』を育成します」とお示しし、こ

の施策で、実現を目指すことを具体化しております。

また、来年度、特に取り組みたい内容として、「地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育」としてお示しし、「具体的に何を行うのか」を黒塗りのダイヤのマークで明示しております。

ほかの二つの重点施策につきましても、同様の構成としております。

また、ページの下段を御覧ください。三つの重点施策全てにおいて、ICTの効果的な活用を図ることをお示ししております。

さらに、その下を御覧ください。三つの重点施策の下支えとして、「児童生徒が安心して学び、成長する場としての居場所である『安全・安心で信頼される学校』」とお示ししております。

そして、その実現に向け、「学校における働き方改革の推進」「教職員による不祥事の根絶」を掲げるとともに、その右側には、「『小中一貫教育』を進める呉の学校」として、「一体型、分離型、義務教育学校」の三つの形態についてまとめております。

なお、ページ内にありますQRコードを読み込みますと、「授業改善の推進」や、「小中一貫教育」について、より詳細な内容をお示しした別紙を見ることができるようになっております。

この別紙につきましては、2月の定例教委で本日議決していただく予定のリーフレットと合わせて提供させていただきたいと思っております。

続いて、一番右のページを御覧ください。

令和5年度の取組を紹介しております。

こちらのページは、四つのカテゴリーで整理しております。

左列の「学びの充実」「一人一人の状況に応じた支援」、右列の「豊かな心と身体の育成」「安全・安心で快適な教育環境の整備」の四つでございます。

最後に、リーフレットの裏面を御覧ください。

こちらでは、上から「教育費予算」「市立学校の概要」「機構及び事務分掌、問い合わせ先」をお示ししております。

なお、問い合わせ先については、市外局番を付けさせていただきたいと思っております。

また、本ページ内に五つのQRコードをお示ししております。内容につきましては、先ほどの説明と同様に2月の定例教委でリーフレットと合わせて提供させていただきます。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第7の教議第6号「令和5年度『呉の学校教育』について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

吉 中 委 員 すごく盛りだくさんで教育委員会事務局が保護者に対して、伝えたいことが満載されているなど感じました。ただ、情報量がかなり多いので、もう少し情報量を抑えた方がより伝わりやすいのかなという印象を受けました。

QRコードに関しては、たくさん入れていただいてよいと思っております。

QRコードについて、せっかくなので教育大綱や教育振興基本計画などがあれば、これらの基となるものが読めるかなと思っております。

「市民や保護者に分かりやすいものを。」ということでしたが、一番後ろのペー

ジの問い合わせ先のところで、元々あった組織図だと思うのですが、「総務G」、
「企画G」と書かれているところが、初めて見た方は「Gって何のことかな。」と
なると思いますし、知りたい情報としては課までで、「その課は何をしているのか。」
というところまででいいのかなという印象を受けました。これをまた皆さんでいい
方向に持って行っていただけたらと思います。それと保護者にとってありがたいこ
とに、就学援助に関することや、いじめ、不登校に関する事など、こういった時
にはどこへ聞けばいいのかということが、内容から一目でアクセスできるようにな
っているの、相談しやすくなっていると思います。

市立学校の概要のところでは学校数、児童生徒数、学級数となっていますが、イメ
ージで、学校数の次に学級数で児童生徒数かなと思いました。

呉市の現状などがすごく分かりやすく書いてありますので、これをたくさんの市
民の方に見ていただけると、より地域とのつながり、保護者とのつながりができて、
協力し合って呉の教育に取り組めると思います。

蒲原課長 確かに情報量が多いかなと思います。できるだけシンプルにとは思ったので
すが、教育委員会の意気込みというところで、少し内容が盛りだくさんになっており
ます。教育大綱、教育振興基本計画につきましては、QRコードで見ることができ
るように検討していきたいと思います。

組織図につきましては、「G」というのは事務局内では「グループ」として当た
り前になっておりますが、その辺りは市民の皆さんには分かりにくいかと思いま
す。グループまでではなく、課まででいいのではないかというところですが、「G」
の表示と合わせて検討させてください。

学級数、児童生徒数につきましては、県や他の市町などを参考に検討させてくだ
さい。

教育長 情報量については確かに多いなという印象はありますが、やっていることをしっ
かり入れていくということでしたら承りたい。後の3点については議決をいただ
かなくてはならない案件なのですが、事務局で整理するという点でよろしいです
か。

吉中委員 分かりました。

小谷委員 表紙を見たときにすっきりしていて、開いて中を見たときはすっきりした感じに
なっているなど、もう一つ開くとぎっしりと内容が詰まっているという、本当に伝
えたいことがたくさんあるのだなと思いました。しかし、私たちは説明を聞きなが
ら見たので内容を理解できるのですが、保護者の皆さんが見た時に、情報量が多く
て読み込むのも大変だろうなと思います。学校でもこういう説明があればいいな
と思いました。内容はよく、気持ちもよく分かる、呉市はいろいろなことを取り組ん
でいるのだなと改めて感じる事ができました。

蒲原課長 まずは学校の教職員に配ります。保護者等につきましては、呉市教育委員会のホ
ームページに載せますのでそちらで見ていただく、それを学校の方で紹介するとい
った形でしていきたいと思います。

小谷委員 こんなにいろいろとやっているということを皆さんに知っていただきたいと思
いますので、学校独自で紹介の取組もしていただけたらと思います。

佐々木委員 非常に分かりやすく、單元ごとにまとめられているいいリーフレットができたの
ではないかと思います。ただ、情報の提供方法について、できるだけ広く理解と協

力を求めて行くという、学校や教育委員会が何を考えているかということにより広く知っていただくことが一番大事だと思います。ホームページで見てもらうでは一方通行になりがちなので、各学校で簡潔に丁寧に説明するのが大事ではないかなと思います。教育委員会の予算が増額されているということもアピールするべきではないかと思います。これだけ素晴らしいものができているので、有効活用していただきたいと思います。

蒲原課長 このリーフレットにつきましては、呉の教育に対する思いがたくさん詰まっております。これらを含めて、どのような形で保護者、地域の皆さんに理解していただくのかということが今後の課題であると考えております。

森尾委員 非常によくできていると思います。組織図について、整理されて非常に分かりやすくなっていると思います。

教育長 今、いろいろと御意見いただきまして、情報量の多さという点につきましては整理しなくてはならない問題としてありますが、来年度に向けての課題ということで御了承いただければと思います。

ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

それでは、これより非公開の議題に入ります

(15:50)

報告第3号 令和5年度教育費予算復活要求について

(非公開案件です。)

教育長 以上で定例会を閉会します。

(15:55)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 寺 本 有 伸)

(委 員 吉 中 由美子)

(委 員 森 尾 敬 介)

(令和5年1月30日定例会)